

所得税の還付申告会開催

税務署・税理士会主催

平成19年分の所得税が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための確定申告（還付申告）をすることが出来ます。源泉徴収票をお持ちで所得税が還付になる方は、申告期間前に提出ができるこの機会に、ぜひ、ご参加ください。

対象となる方

- ① 年金受給者の方
- ② サラリーマンや年金受給者で医療費控除の適用を受ける方
- ③ 退職し年末調整が済んでいない方
- ④ サラリーマンで住宅借入金等特別控除の適用を受ける方

申告に必要なもの

- 申告者本人名義の預貯金で金融機関名と口座番号の分かるもの、印鑑、筆記用具、電卓をお持ちください。
- このほか、申告する内容に応じて次のものをお持ちください。
- ① 公的年金等の申告する場合
 - ・平成19年分の公的年金等の源泉徴収票（原本）
 - ・社会保険料（健康保険料等）、生命保険料、地震保険料などの支払証明書（加入先保険会社等で発行）
- ② 医療費控除を受ける場合
 - ・平成19年分の給与所得、または公的年金等の源泉徴収票（原本）
 - ・平成19年中に支払った医療費の領収書（病院ごと）を集計してお持ちください。
 - ・支払った医療費に対して、健康保険組合などから給付を受けた出産育児一時金や保険金などで補てんされた金額が分かる書類

③ 退職し年末調整が済んでいない場合

- ・平成19年分の給与所得の源泉徴収票（原本）
- ・社会保険料（健康保険料等）、生命保険料、地震保険料などの支払証明書（加入先保険会社等で発行）

④ 住宅借入金等特別控除を受ける場合

- ・平成19年分の給与所得、または公的年金等の源泉徴収票（原本）
- ・住民票（市役所市民課・市役所駅前出張所などで交付）
- ・家屋の登記事項証明書（さいたま市地方支庁支庁加出出張所交付）
- ・請負契約書や売買契約書など家屋取得の分かる書類の写し
- ・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書（借入先金融機関等で発行）
- ※増改築等の場合、このほかに建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士から交付を受けた増改築等工事証明書が必要。
- ※敷地等にかかる借入金について適用を受ける場合は、このほかに敷地等の登記事項証明書、その敷地等の分譲にかかる売買契約書等の書類の写しが必要（家屋の取得等にかかる借入金の年末残高がある場合に限る）。
- ※中古住宅を購入された方は、控除適用の要件があるので、越谷税務

還付申告受付日程

開催日によって還付申告の受付対象者が異なるので、ご注意ください。

確定申告に関する情報は、国税庁ホームページでご覧いただけます。
越谷税務署へ
☎965・8111

◇八潮メセナ会場（2階集会室）

開催日	還付申告受付対象者	受付時間
2月6日(水) 7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて住宅借入金等特別控除を受ける方 ・2年目以降も確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける方 ・住宅借入金等特別控除と医療費控除のある方 ・給与所得で医療費控除のある方 	午前9時30分～10時30分 午後1時～3時 ※午前中は、混雑が予想されます。状況によっては、午前の受け付けでも午後になります。あらかじめご了承ください。
2月8日(金) 12日(火)～ 14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等の受給者の方 ・公的年金等の受給者で医療費控除のある方 ・公的年金等と給与所得のある方 ・退職し年末調整が済んでいない方 	

主催…2月6日から8日までは越谷税務署
2月8日から14日までは関東信越税理士会越谷支部

◇越谷税務署

開催日	還付申告受付対象者	受付時間
1月4日(金)～ 2月15日(金) ※土・日・祝日を除く	所得税の還付申告全般	午前9時～11時 午後1時～4時

住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

平成19年度から実施された所得税から住民税への税源移譲により、所得税の額が減少し、住宅ローン控除が所得税から控除しきれなくなる場合があります。そこで税負担が変わらないようにするため、住民税による住宅ローン控除制度が設けられました。

控除内容

「所得税の住宅ローン控除限度額」と「税源移譲前の税率で計算した所得税額」のいずれか少ない金額から、「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額が、申告することにより、平成20年度の住民税（所得割）から税額控除することが出来ます（平成20年度から28年度まで適用）。※左図参照

平成20年度の所得税額
（所得税額）
から住宅ローン控除額を控除

のし分の平成19年度所得税額
（所得税額）
から税源移譲前の税率で計算した平成19年度所得税額を控除

次のいずれか少ない金額
・所得税の住宅ローン控除限度額
・税源移譲前の税率で計算した平成19年度所得税額



対象となる方

- ① 既に所得税の住宅ローン控除を受けている方
- ② 平成11年から平成18年までに居住した方
- ③ 税源移譲により所得税額が減額し、所得税から控除しきれない住宅ローン控除の金額があった方

申告期限・提出先

毎年の所得税額および住宅ローン残高が変わるため、控除期間中は毎年「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要です。
申告期限 毎年3月15日まで
(平成20年は3月17日まで)

提出先

◎源泉徴収票をお持ちの方
年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方で、源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」の記載があり「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合が対象となるため、金額をお確かめのうえ、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を源泉徴収票とともに、市民税課へ提出してください。「住宅借入金等特別税額控除申告書」は、控除が可能と思われる方へ1月中旬に発送を予定しています。

◎確定申告をする方

所得税の確定申告書とともに「住宅借入金等特別税額控除申告書」を税務署に提出してください。「住宅借入金等特別税額控除申告書」は、税務署または市民税課に確定申告受付開始日（2月18日）までに用意します。

市民税・県民税の申告について

市民税・県民税の申告受け付けは、左表のとおり行います。詳細は広報やしお2月号でお知らせします。

開催日	受付会場	受付時間
2月18日(月)	八条公民館	午前9時30分～11時 午後1時～3時30分
2月19日(火)	資料館	
2月20日(水)	ゆまにて	
2月21日(木)	古新田公民館	
2月22日(金)	大曾根中公民館	
2月25日(月)～ 3月17日(月) ※土、日を除く	八潮メセナ (1階展示室)	午前9時～11時 午後1時～4時

市民税課 ☎206、201